

再録

中学校社会科公民的分野教科書のジェンダー視点からの分析

橋本紀子

はじめに

(1) 研究背景

日本で男女平等教育が注目され、学校現場での取り組みが進み出したのは、1980年代に入ってからからのことである。同時期に起こったセクソロジーやフェミニズムの発展と共に、従来の男性と女性という2者からなるとする人間観は、両性を具有する者も含む多様な存在であると変更され、また、性別役割分業観や男女特性論なども社会的・文化的に形成されたものであるというようにより科学的、社会構築的なものとして捉えられるようになった。

こうして、90年代半ばには、男女平等教育（両性の平等教育）も社会的に構築された性差であるジェンダーにとらわれない、対等・平等な関係を生徒間にいかにか育てていくかというジェンダー・フリーの教育として、捉えられ、実践されるようになってきた。

男女平等やジェンダー視点から教科書、教材を見直すという作業は、80年代にすでに始まっていたが、90年代後半には教科書、教材などのように表面にあらわれたものは「表のカリキュラム」であり、それ以外に進路指導、学級運営、諸行事等の場面や教師の意識そのものなどに「隠れたカリキュラム」があると指摘され、隠された意図なども含めて、学校教育を見直す動きが出てきた。その過程で、教科書分析にも、“隠れたカリキュラムとしてのジェンダーメッセージを読みとる”という視点が加えられるようになった。

(2) 先行研究の検討

本稿で対象とする中学校社会科公民的分野教科書の分析は、1991年に『教科書の中の男女差別』¹⁾（伊東ほか）で、取り上げられているが、上記のような視点をもつ先行研究としては、氏原陽子「教科書におけるジェンダーメッセージ（Ⅰ）（Ⅱ）」²⁾（1997）がある。ここでは、中学校社会科公民的分野教科書の数量的・質的分析を行っている。

しかし、升野伸子「高等学校公民科『政治・経済』教科書の分析—隠れたカリキュラムとしてのジェンダーメッセージ—」³⁾では、氏原の論考は、男性や女性と明示されたものを中心にカウントしたり、取り上げたりしているだけで、あたかも「男女共通」のように見えて実は「男性のみ」の事象が書かれているものについての検討が弱いと指摘し、さらに、教科書の質的検討部分も、表現が隠している思想の検討までは、ふみこめず、「あからさまなジェンダー・バイアス」のみを拾い上げるにとどまっているとする。

こうして、升野は「書かれている内容」そのものの検討に加え、テキスト論の立場から、言説分析およびジェンダー表現研究の手法を用いて上記の論考を論述している。これは、隠れたカリキュラムを内包しているものとして教科書を捉え、「書かれていない」が「隠されているメッセージ」を明確にする作業を行ったものである。

さらに、2001年3月30日に新指導要領に基づく教科書の検定合格結果が発表され、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書も合格したことによって、さまざまな論評や教科書分析がなされた。その中のひとつに、『新しい中学校教科書の検討—ジェンダー・フリーの視点から—』⁴⁾男女平等をすすめる教育全国ネットワーク編（2002年8月）がある。この

冊子では、歴史、公民、家庭、国語、道徳の 5 教科が検討されているが、公民は、扶桑社、教育出版、清水書院、帝国書院、東京書籍、日本書籍の 6 社の教科書を検討している。分析視点の一つに、「男女平等・ジェンダー視点で書かれているか」が挙げられているが、隠されたメッセージを読み解くと言う視点は稀薄である。ちなみに、他の分析視点は、“日本国憲法制定の歴史的事情とその意義”と“国際的視点から平和、人権問題”がどう書かれているかである。さらに、同年 4 月に刊行された先行研究として『中学校教科書のジェンダー・チェック』⁵⁾ 高槻ジェンダー研究ネットワークがあるが、ここでは、国語、書写、地理、歴史、公民、数学、理科、音楽一般、美術、保健体育、技術、家庭、英語が取り上げられている。それぞれ、1 社の教科書のみを検討であるが、公民は東京書籍の「新しい社会 公民」が検討されている。

(3) 研究目的と研究方法

1) 目的と対象

上記の先行研究をふまえ、2011 年 3 月 30 日に文部科学省の検定済で、2012 年 4 月から使用される中学校公民 6 社（帝国書院、清水書院、東京書籍、教育出版、日本文教出版、育鵬社）の教科書をジェンダー視点から分析し、各教科書が中学生に伝えようとしている社会と市民像の解明を試みる。

2) 方法

隠れたカリキュラムを内包しているものとして教科書を捉え、

- ①「書かれている内容」をジェンダー視点から検討する項目を設定し、それに基づき、分析する。
- ②「書かれていない」が「隠されているメッセージ」に関しては、できるだけ読み解く努力をする。

3) 分析視角

- ①設定した項目をジェンダー視点から分析する。
 - ・全体の目次構成と公民の定義、
 - ・少子高齢化（含む家族）に関する記述、
 - ・人権、平等権、憲法に関する記述、
 - ・労働場面などでの男女平等に関する記述、
 - ・資料編で取り上げられている男女平等関連法等
- ②育鵬社の教科書の持つ意味をジェンダー視点から分析し、他の教科書と比較する。

I 5 社の教科書分析の結果

1. 東京書籍『新しい社会 公民』

(1) 全体の目次構成と公民の定義

- 1 章 わたしたちの生活と現代社会（1. 現代社会とわたしたちの生活 2. わたしたちの生活と文化 3. 現代社会の見方や考え方）
- 2 章 人間の尊重と日本国憲法（1. 人権と日本国憲法 2. 人権と共生社会 3. これからの人権保障）
- 3 章 現代の民主政治と社会（1. 現代の民主政治 2. 国の政治のしくみ 3. 地方の政治と自治）

4章 わたしたちの暮らしと経済（1. 暮らしと経済 2. 生産と労働 3. 価格の動きと金融 4. 国民生活と福祉）

5章 地域社会とわたしたち（1. 国際社会と世界平和 2. 国際問題とわたしたち）

終章 よりよい社会をめざして

「公民を学ぶにあたって」のところで、『『公民』とは、現代社会に存在するさまざまな問題を、他人事ではなく自分の問題として受け止め、解決のためにどうしたらよいかを考えることのできる人間を指す」とし、身の回りにある「ひと」「もの」「こと」に積極的に「かかわること」によって、「公民」に成長することができるとしている。

（2）少子高齢化（含む家族）に関する記述

1章1節の3で「少子高齢化」（pp.12-13）を取り上げているが、その原因は、仕事と子育ての両立が容易ではないことや、晩婚化しつつあることなどから、一人の女性が生む子どもの数が少なくなっていることと、平均寿命の伸びによるとする。対応として、保育所の整備を含む子育て支援の必要と公的介護サービスの充実をあげ、欄外に「下条村の子育て支援」などの例を載せ、また、「年齢別人口割合の推移（人口ピラミッド）」は男女別のジェンダー統計を用いているが、高齢者に女性の単身者が多いとか、女性の平均年金額が低いなどのジェンダー視点からの言及は見られない。これは、4章4節の「少子高齢化と財政」（pp.136-137）や、課題例「少子高齢化への対応」（p.142）でも同様である。

（3）人権、平等権、憲法に関する記述

2章1節の1「ちがいのちがい」（p.32）で「あってよいちがい」と「あってはいけないちがい」について考えさせる事例があげられているが、その中の1例に、現行民法で規定されている婚姻最低年齢の男女差（男子18歳、女子16歳）があり、授業の展開によっては、国連の女子差別撤廃委員会の2009年勧告に言及できるようになっている。

次の「人権の歴史」（p.34）では、フランス人権宣言などが自由平等の確立として、取り上げられているが、そこでは、女性の人権はどうだったかというようなジェンダー視点からの言及は見られない。

2章2節の1「基本的人権と個人の尊重」（p.40）で、日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」として、「性別によって差別されない」を規定している第14条「法の下での平等」は取り上げられているが、「婚姻及び家族生活に関する男女の本質的平等」を規定した憲法24条についての言及は見られない。ジェンダー視点から言えば、24条は憲法学習に書かせない条文であるが、取り上げられていない。

2章2節の2「平等権と共生社会」で、男女平等について述べられている（p.44）。ここでは、性的役割分担意識の残存やセクシュアル・ハラスメントがあること、また、女性は家事・育児・介護を引き受けることが多く、社会進出が困難であることを指摘し、女性差別をなくすために、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」が制定され、女性が男性と対等に参画できる社会作りが求められているとする。そして、「そのためには、育児休業や保育所の整備など、女性が働きやすい環境を整えていくことが必要」で、「管理職や専門職に就いている女性の割合を高めていくことも必要」とする。このページには、女性のバス運転手と女性の獣医の写真が掲載され、女性でも様々な職種で働けることを伝えている。欄外の資料としては、アメリカ、ドイツ、スウェーデンに比べ、日本の女性のM字型雇用の様子がわかる「年齢別労働力率」の折れ線グラフと男女の賃金格差を示す「男

女の年齢別賃金」の棒グラフが掲載されている。2章の最後に、「この章の学習をふり返って、みんなで考えて見よう」が設けられているが、キーワードの中に、「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」が含まれている。また、「父親の育児参加についての考え」と「男性が育児参加する割合が低い理由」の2つのグラフを見て、父親の育児参加について考えようという設問がある。

(4) 労働場面などでの男女平等に関する記述

3章「現代の民主政治と社会」は、現実の政治状況を反映し、掲載されている写真等も男性中心であるが、3節の4「住民参加の拡大」(pp.98-99)のところで、「住民主体で商店街を活性化」「島民総出のまちづくり」「新潟県中越地震のあと、協力して炊き出しをする地域の人たち」などの写真は女性たちの活躍が取り上げられている。

4章2節の3「働くことの意義と権利」のところで、側注として「労働基準法のおもな内容」が載せられ、その中に「男女同一賃金」もあげている(p.119)。4章2節の4「働きやすい職場を築くために」(pp.120-121)のところで、欄外に「雇用形態別労働者の割合の推移」と共に、「雇用形態別労働者の割合の男女比較」が載せられており、本文中にも「女性は就職や仕事の面で、男性よりも不利な扱いを受けることがしばしばあります」という、ジェンダー視点からの言及がある。4章4節の7「経済プレゼンテーション「20年後のわたしたちと日本」」で、労働(雇用)問題への対策で、男女間の格差も解決すべき課題としてあげ、「管理職に占める女性の割合」の年次推移のグラフが掲載されている(p.143)。

終章の「レポート作成のヒント」の「人権・平和に関するテーマ」中に世代間・男女間の不平等もあげられている(p.177)。

(5) 参考法令集で取り上げられている男女平等関連法等

「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「労働基準法」「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」の抜粋が収録されている。

2. 帝国書院 『社会科 中学生の公民ーよりよい社会をめざして』

(1) 全体の目次構成と公民の定義

- 1部 私たちと現代社会(1. 私たちの現代社会の特色 2. 私たちの生活と文化
3. 現代社会の見方・考え方)
- 2部 私たちの暮らしと民主政治(1. 民主主義について考えよう 2. 日本国憲法について考えよう 3. 住民として地方の政治を考えよう 4. 国民として国の政治を考えよう)
- 3部 私たちの暮らしと経済(1. 私たちの生活と経済について考えよう 2. 消費者として経済を考えよう 3. 企業を通して経済を考えよう 4. 納税者として経済を考えよう)
- 4部 私たちの暮らしと国際関係(1. 世界平和の実現をめざして 2. 私たちの地球をみつめて)
- 5部 よりよい社会をめざして(1. 持続可能な社会をめざして)

巻頭部分の「学習のはじめに」のところで、公民的分野の学習は「社会をみる目をきたえ、的確に判断し、社会を支えることのできる大人への一步をふみ出す」ためにあるとしている。また、この学習によって、「人間らしく生きることのできる社会の実現をめざして、

自分なりの考えをもつ」必要や、そのような社会では、「権利を主張するだけでなく他人の権利を尊重しつつ、おたがいの役割や責任をはたすことが不可欠」としている。

(2) 少子高齢化（含む家族）に関する記述

1部1章の3「少子高齢化が進む現代」(pp.6-7)では、「男女の平均寿命と合計特殊出生率」の年次推移を示すグラフが掲載されている。少子化の原因として未婚率の上昇、晩婚化、過重な育児負担があげられ、前2者の語句の解説もなされている。しかし、「年代別介護者の割合」を示す円グラフは男女別ではなく、ジェンダー視点からの言及はない。また、本文中では、少子化対策として、「例えば、保育所の増設や、育児や教育にかかる費用の援助、女性が出産後も働き続けることができる制度の充実など」をあげているが、同ページ掲載の“はぐみんカード”を利用する母子”や“シルバー人材センターに登録して子育て支援の仕事をしている高齢女性”の写真などからは、子育ては女性の分野だという暗黙のメッセージが伝わってくるように思える。

1部3章の1「変わりゆく家族」(pp.20-21)で、家族形態の変化の背景には、日本国憲法によって、個人の尊厳や、男女や夫婦の平等（両性の本質的平等）が保障されたことがあると指摘し、2部の憲法学習のページを参照するように指示している。また、家族の役割として、子どもの教育、社会化のための働きと共に、親や病人の世話も役割であるとしている。家族の役割の重要性は、医療・介護制度の充実、家族の形態の変化などによって変わることがあるが、「かけがえのない存在」であることは変わらないとしている。

(3) 人権、平等権、憲法に関する記述

2部1章の2「民主主義と人権の歩み」(pp.32-33)では、当初自由権が中心であったが、国家が人間らしい生活を保障する社会権も主張されるようになったという記述や、「炭坑で働く19世紀イギリスの子ども」の絵と子どもたちの人権は守られていなかったという脚注解説はあるが、女性の人権も守られていなかったなどのジェンダー視点からの言及はない。

2部2章の1「日本国憲法とは」のところで、三大原則について説明し、国民が国のあり方を決める主権をもつとされ、20歳以上の男女全員に選挙権を保障していると述べている(p.35)。2部2章の4「基本的人権と私たち」(p.41)のところで、「すべての人が生まれながらにして認められるべき権利」で「人種や男女、身分などで区別される」ものではないとしている。欄外に「人の一生におけるおもな基本的人権と義務」が図示され、誕生、学校、就職、選挙、結婚、老後の場面に応じて、関連する憲法条項が付され、結婚には、「両性の本質的平等」(第24条)が付されている。

2部2章の5「平等権について考えよう」(pp.42-43)のところで「男女平等はいま」として、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」の制定や改正について言及があり(2007年の改正はあつっていないが)、さらに「男女には性別によって仕事の能力などに差があるわけではありません。立法にとどまらず、積極的に平等の実現をはかっていく必要があります」のように、ポジティブ・アクションについても触れている。欄外の用語解説には「ポジティブ・アクション」と「男女共同参画概念」が取り上げられ、男女共同参画社会基本法施行以前(1999年3月)の新聞の男女別求人広告と施行後の求人広告が法施行の効果を実感できるように掲載されている。平等権としては、個人の尊重(13条)、法のもとの平等(14条)、両性の本質的平等(24条)、参政権の平等(44条)の4

つが欄外に明記されている。これは、2部1、2章の「学習のまとめ」(p.58)にも載っている。

2部3章「住民として地方の政治を考えよう」の「学習のまとめ」(p.70-71)のところで、地方自治体の執行機関として、男性知事と女性副知事という挿絵が見られ、また、「地方自治体に提出する書類を書いてみましょう」の例として、婚姻届が載せられている。これは、意識的に取り扱わないと、「夫婦同氏」を強制する現行法を肯定し、当然視する意識を醸成することになるのではないかと思われる。

(4) 労働場面などでの男女平等に関する記述

3部2章の1「自分の家の家計を考えよう」の欄外にある家計簿は(p.114)、収入が給与父、353,000円、母、60,000円であり、フルタイムの父と、パートの母という、共働き所帯がモデルになっている。3部3章の10「働きやすい職場を作るために」(p.146-147)で「労働基準法」に言及し、そのおもな内容が欄外で示されている。労働条件の決定では、労働者と使用者は対等(2条)、週40時間、1日8時間以内の労働(32条)、15歳未満の児童を使用してはならない(56条)などの他に、男女同一賃金原則(4条)、産前6週間(請求があった場合)、産後8週間は働かせてはならない(65条)、生後1年間は1日1時間以上の育児時間を請求できる(67条)、などジェンダー視点から言っても、大切な部分が掲載されている。

3部3章の11「労働をめぐる問題」(pp.148-149)で、雇用形態の変化を扱い、欄外に「形態別雇用者数の年次別変化」のグラフを載せているが、正社員、非正規雇用とも男女別人数は示されず、本文でも女性や若者に低賃金の非正規雇用者が多いなどのようなジェンダー視点からの言及はない。“女性と雇用”のところでは、男女雇用機会均等法の施行と育児・介護休業法が取り上げられているが、前者は97年の改正段階の記述で、間接差別の禁止やパートの育児休業請求を退ける”雇い止め“の禁止などが盛り込まれた、2007年改正については触れていない。欄外には日本を含む世界6カ国の「男女の賃金格差」のグラフと日本を含む世界4カ国の「女性の労働力率」の図が掲載されている。教科書の最後の方に出てくる、今までつくった小レポートのテーマに「男女の平等」(p.204)もあげられている。

(5) 資料編で取り上げられている男女平等関連法等

「児童の権利に関する条約」「労働基準法」「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「育児・介護休業法」の抜粋が収録されている。

3. 教育出版 『中学社会 公民—ともに生きる』

(1) 全体の目次構成と公民の定義

- 1章 わたしたちの暮らしと現代社会 (1. わたしたちが生きる現代社会 2. 現代につながる伝統と文化 3. わたしたちがつくる社会)
- 2章 人間を尊重する日本国憲法 (1. 民主政治を支える憲法 2. 憲法が保障する基本的人権 3. わたしたちの平和主義)
- 3章 わたしたちの暮らしと民主政治 (1. 民主主義と日本の政治 2. 司法権の独立と裁判 3. 地方自治と住民の参加)
- 4章 わたしたちの暮らしと経済 (1. 消費経済と市場経済 2. 生産のしくみと企業・金融 3. 財政と政府の役割)

5章 安心して暮らせる社会（1. 労働と社会保障 2. これからの日本経済の課題）

6章 国際社会に生きるわたしたち（1. 国際社会が抱える課題 2. 国際社会を支えるしくみ 3. 持続可能な社会の実現へ向けて）

「公民の学習を始めるにあたって」のところで、公民の学習は、「将来一人の『市民』として生きていくうえで、とても大切な知識や見方・考え方、社会へのかかわり方を学ぶ」ことであるとしている。

（2）少子高齢化（含む家族）に関する記述

1章1の2「社会の変化と家族のあり方—少子高齢社会に生きる—」（pp.8-9）で、側注として、「少子化の原因として考えられるもの」が男女別の棒グラフで図示されている。それによれば、女性の方が「子育てより、自分の生活を重視する人が多くなっているから」「働く女性の増大に比して、企業の理解や受け入れ体制が不十分だから」に賛成する人が多く、男性の方が、「将来の社会に不安」や「晩婚化」を支持する人が多い。ただし、本文中ではそのようなジェンダー視点からの言及はない。また、介護者の高齢化を指摘する新聞も欄外に載せているが、ジェンダー視点からの言及はない。対策としては、少子化社会対策基本法や育児・介護休業法の改正などに言及し、生活の場である地域社会での支援体制の充実、保育園児と高齢者の世代間交流ができる施設の設置などが紹介されている。さらに、このような取り組みとともに、一人ひとりの自覚と責任を強調している。

5章1の4「社会保障の充実のために—少子高齢社会への取り組み」（pp.162-163）では、合計特殊出生率の減少と高齢者の増大について述べ、介護保険制度や育児・介護休業法についても触れている。欄外に「生まれる子どもの数と合計特殊出生率の推移」の図と育児・介護休業法の解説がある。

（3）人権、平等権、憲法に関する記述

2章1の2「侵すことのできない永久の権利—人権思想の歴史—」（pp.34-35）のところで、人権尊重の思想は、アメリカの独立やフランス革命を支え、社会を変えることにつながったとして、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言の抜粋を欄外に載せているが、当時その人権の中に女性は含まれていなかったというようなジェンダー視点からの言及はない。2章1の3「憲法はこうして生まれた」（pp.36-37）は大日本帝国憲法から日本国憲法への変化を戦前、戦後の史料や2つの憲法の比較の表も載せて、かなり、詳しく述べている。また、日本国憲法の誕生の経過についても、ポツダム宣言との関係や政府が作った憲法改正案が、戦後初の帝国議会で4ヶ月にわたって審議されたことなどが説明されている。欄外では、この議会は、女性も含めて行われた普通選挙で選ばれた議員による議会だったということも指摘。さらに、同ページの“公民の窓”には、日本国憲法に「両性の本質的平等」や「社会保障」に関する条項を盛り込むことに功績のあった、ベアテ＝シロタ＝ゴードンさんの2000年の国会での発言が、写真と共に掲載されている。ジェンダー視点から見て、非常に重要な内容が取り上げられていると言える。2章1の4「憲法の三つの柱」の側注として、「皇室典範では、天皇の地位は世襲であって、男系の男子に限ると定められている」とある（p.39）。

2章2の3「法の下での平等とは—平等権—」（pp.44-45）の“男女平等”の本文では、性別役割意識などは、未だに残存するが、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法などの法整備がなされ、あらゆる場面で男女がともに責任をもって役割

を担っていくことが求められていると述べるにとどまっている。しかし、関連資料として、欄外に「社会全体における男女の地位の平等感」（「男性の方が優遇されている」が 71.6%）のグラフや「育児休暇の取得率の男女比」の図があり、2009 年の男性の取得率が 1.72% という低率であるという数字はジェンダー視点からは重要な情報となっている。また、男女共同参画社会基本法では、どのようなことが求められているのか、条文を読んで確認しようという指示もある。

2 章 2 の 5 「人間らしく生きるための権利—社会権」のところの側注に、「介護の仕事に就いている人の年齢構成と男女比」の図（大多数が 30～50 代の女性）が載せられており、さらに、「二つのグラフから、介護で働いているのは、どのような人が多いといえるか」「どんなことが課題になっていると考えられるか」という、ジェンダー視点からの設問がある（p.49）。2 章 2 の 6 「20 世紀生まれの権利」の側注で、労働基準法の解説がなされているが、その中に、「女性の健康や福祉に影響する深夜業の禁止なども定めていましたが、男女雇用機会均等法、労働基準法などの改正によって、こうしたきまりは削除されました」とある（p.51）。2 章 2 の 9 「人権侵害のない世界に—国際社会における人権の尊重—」（pp.58-59）のところでは、「女性は長い間、法や制度のうえで男性と同等の権利をもつことが」できなかったこと、現代でも、教育や職業、経済的な面で男女の格差が残っているとして、女子差別撤廃条約についてふれている。側注の「人権に関する国際的取り決め」には、この条約の他に「婦人参政権条約」もあげられている。

（4）労働場面などでの男女平等に関する記述

3 章 1 の 7 「国会議員が果たす役割」（p.84）の欄外に 2009 年の衆議院議員選挙で当選した議員の内訳として、世襲議員、官僚出身、初当選と並んで女性（54 人、11%）の項目もあげられているが、本文では女性がこんなに少ないとか、委員会での活躍や超党派での動きには性差があるかなどのジェンダー視点からの言及はない。

3 章 3 の 4 「地域の自立を目ざして—地方自治の課題—」の“地域づくりに女性の経験を”では、「地域の女性たちによる、これまでのさまざまな活動や経験を、積極的に地域づくりに生かせるようなしくみづくりが大切」として、地方政治への女性の進出の重要性を指摘している。欄外に、教育委員会や選挙管理委員会などの委員は男女同数になるよう配慮するという「クォータ制」を全国で初めて導入した、新潟県上越市の「男女共同参画基本条例」の抜粋が載せられている。また、住む地域の女性議員数やその活動を調べてみようの指示もある（p.113）。

3 章の「さらに学習を深めよう」（p.117）のところで、ある裁判に関する訴訟のあらましと判決文（抜粋）を読んで、考える問題で、例に挙げられていたのが、ある会社の女性社員が、男子の定年 60 歳に対して、女性の定年は 55 歳という会社の規定は、男女平等に反するとして、会社を相手に起こした裁判である。質問の一つに「このような区別があった背景には、どのような考え方があったと考えられるだろうか。『歴史』での学習も振り返りながら、これまでの日本の社会のあり方や歩みをふまえて考え、自分の言葉でまとめてみよう」というジェンダー視点からの考察が必要な、かなり、高度な質問がされている。

5 章 1 の 1 「社会のなかで働くということ—経済生活を支える労働—」の欄外にあるグラフ「労働力人口と非労働力人口の割合」（p.156）は、男女別のジェンダー統計になっている。

4章1の2「家計とはなんだろう—家計の果たす役割」(p.122)では、具体的な各家庭の収入(所得)形態についての言及はなく、欄外の写真「パソコンで家計簿をつける様子」には、エプロンを付けパソコンに向かう女性が写っている。

5章1の1「社会のなかで働くということ—経済生活を支える労働—」の欄外にあるグラフ「労働力人口と非労働力人口の割合」(p.156)は、男女別のジェンダー統計になっている。5章1の2「安心して働ける社会を目ざして」(pp.158-159)で、女性と労働として、男女の賃金格差や、管理職の少なさ、非正規社員が多いなどの問題が指摘され、「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるような制度やしくみの整備を課題としてあげ、ワーク・シェアリングに言及している。少子高齢化が進んで労働力人口が減る中で、女性が安心して働き続けることができることが課題でもあると言っている。また、欄外には男女それぞれ、「雇用の形態別の割合」の図と「女性の労働力人口割合の国際比較」の図が掲載されている。

(5) 学習資料編で取り上げられている男女平等関連法等
「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「労働基準法」
「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の抜粋を収録。

4. 清水書院 『新中学校公民—日本の社会と世界』

(1) 全体の目次構成と公民の定義

序章 私たちと現代社会

第1編 私たちの生活と政治(1. 人権の尊重と日本国憲法 2. 国民主権 3. 平和主義)

第2編 私たちの生活と経済(1. 私たちの暮らしと経済 2. 生産のしくみと企業
3. 政府の役割と財政 4. 社会保障と福祉の充実)

第3編 国際社会を生きる(1. こんにちの国際社会 2. 持続可能な未来へ)

「学習のはじめに」のところで、まず、「公民」というのは、私たちが生きているこの社会のメンバーという意味だとする。そして、各人の自由や夢や希望の実現のために、フェアな競争のルールを決め、みんなが支えあっていける社会のしくみをつくることが重要であり、「公民」である私たちの役割でもあると個人と社会の関係を説明する。しかし、「公民」とは、選挙権をもつ市民のことではない。国や地方公共団体にたよらずに、ときにはその境界をこえて、共生の場をつくり、発展させていくこと、これこそが「公民」のたいせつな役割であるとも言う。さらに、競争と共生、自己主張と自己をこえるものへの愛を求められる「公民」は、現代社会の現実を知ることと、理想を求めることがたいせつであるという。序章の扉もレイチェル＝カーソンの言葉を載せており、現代社会について深く考えさせようという意図が感じられる。

(2) 少子高齢化(含む家族)に関する記述

序章の3「少子高齢社会の未来」(pp.2-3)のところで、「日本の年齢別、性別人口構成」の過去、現在、未来と「家族形態の推移」を示し、子育てや高齢者の介護などは社会全体で支えあう必要がでて来て、施設やサービスの充実が求められていると説明する。どうして、少子化になったかとか、その解決のためには、何が必要かなどは全く記述されていない。したがって、その点に関するジェンダー視点からの分析は見られない。また、「新しい社会をつくる」のところで、少子高齢社会での年金問題や経済の仕組みの見直しによる仕

事と生活のバランスの良い働きかたについて言及しているが、一般的な説明であり、ジェンダー視点からの分析もない。最後に、「しごとと子育てや介護を両立できる環境がととのった社会、女性も男性も若者も高齢者も外国人も、多様な生きかたを選択して活躍できる社会の実現が求められている」として、「学びを深めて『人生 85 年時代』の生きかたを探していこう」と呼びかけている。この最後のフレーズは、担当教師がいろいろな教材を用意すれば、ジェンダー視点からの分析を織り込めるものにはなっていると言えよう。

(3) 人権、平等権、憲法に関する記述

1 編 1 章 1 の 3 「日本国憲法の成立と基本原理」(p.28)のところで、「日本政府は、連合国軍総司令部から民主主義を基本とする憲法案を示され」、「これをもとにつくられた改正案が、新たに 20 歳以上の男女による普通選挙で選ばれた国会で審議・議決されて、日本国憲法が誕生した」と述べている。欄外に「はじめて選挙権をえた選挙で投票する女性たち」の写真が載せられているが、本文中にも、この選挙の結果、女性代議士が 39 名当選したというようなジェンダー視点からの解説はない。

1 編 1 章 2 の 3 「平等権 (1)」(pp.36-37) のところで、“男女の平等”が取り上げられている。日本国憲法では「家族生活における個人の尊厳と両性の本質的な平等」が記されて、成人すれば男女双方の合意だけで結婚できること、夫婦は対等であり、たがいに協力しあうことが定められたと述べている。ここから、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の制定について触れ、さらに、男女共同参画社会基本法では、職業だけでなく、家庭生活においても男女が協力し合うことがめざされているとしている。側注には「男女雇用機会均等法」の解説と民法や戸籍法など家族に関する法律の解説、さらに相続に関する婚外子は 2 分の 1 という扱いは法の下での平等に反するという議論もあるとの解説もある。この他に、「男女の賃金格差の経年変化」のグラフと民法改正前後の均分相続制の例示の図が載せられている。「公民ファイル 2 平等権について考える」(pp.40-41) では、“男女平等をめざして”として、大阪の金属会社の男女差別裁判事例を「和解の成立を受け集まった原告と支援者」の写真と共に掲載している。「公民ファイル 4 人権を守る心は国境をこえて」(p.55)では、「子どもが訳した『こどもの権利条約』」として、性別による差別の禁止も含む、第 2 条の差別の禁止条項の訳が載せられている。

(4) 労働場面などでの男女平等に関する記述

2 編 1 章 1 の 1 「くらしのなかの経済」(p.97)の、“家計を支える労働”では、分業で商品の生産は行われ、この経済活動を支えるのが、一人ひとりの職業を通じた労働であると述べる。また、人々は家庭を中心に生活を営んでおり、この家庭の収入と支出を家計という。家計の収入は、おもにある人の労働によって支えられ、家計の支出は、商品の消費によって成り立つと説明している。欄外の「分業のようす」の図には、保育、被服関係の仕事をしている女性と男性の魚屋というように、伝統的な女性の仕事、男性の仕事に分けて描かれている。また、家計の収入と支出の図は、平均世帯人員が 3.45 人で、平均有業人員 1.66 人、所帯主の平均年齢 47.4 歳として描かれ、家計の実収入には、所帯主以外の 10% 弱の配偶者やその他の世帯員の収入が含まれている(433,306 円と 64,088 円)。夫が主に働き、母もパートなどをしている性別役割分担家族をモデルにしていることが伺える。これら欄外の資料からも、このような家族像が自然に刷り込まれていく可能性がある。

「公民ファイル 13 知っておきたい働く者の権利」(p.142)の中で、“非正規社員とは？”

と考えさせている箇所があるが、そこで図示された「形態別雇用者の割合の変化」は男女別ではなく、ジェンダー視点からの言及は全く見られない。

(5) 資料で取り上げられている男女平等関連法等

男女雇用機会均等法（抜粋）、男女共同参画社会基本法（抜粋）、子どもの権利条約（抜粋）、労働基準法（抜粋）

5. 日本文教出版 『中学社会公民的分野』

(1) 全体の目次構成と公民の定義

第1編 私たちと現代社会（1. 私たちが生きる現代社会と文化 2. 現代社会をとらえる見方や考え方）

第2編 私たちの生活と政治（1. 個人の尊重と日本国憲法 2. 国民主権と日本の政治）

第3編 私たちの生活と経済（1. 消費生活と経済のしくみ 2. 生産のしくみと金融 3. 財政と国民の福祉）

第4編 現代の国際社会（1. 国際社会と人類の課題）

第5編 私たちの課題（1. 持続可能な社会をめざして）

「公民を学ぶにあたって」のところで、身近な家族、学校、地域社会のことなどを考えると、「自分が他者によって支えられていると同時に、他者を支える存在であることが実感され、よりよい社会にしていくには何が必要かも具体的に感じられる」のではないかという。「公民」学習を通じて、一人一人の人間がよりよく生きることのできる社会を築くのに必要な知識と知恵を得ると同時に、社会のはたらきに積極的に参画していく心がまえを培ってほしいと述べている。

(2) 少子高齢化（含む家族）に関する記述

1編1章「私たちが生きる現代社会と文化」の最初の頁に、「育児相談をする親子」の写真があるが、相談者は母と子で、相談員も女性である。側注に“少子高齢化の時代になって、育児と働くことのバランスがますますたいせつになっているよ”という吹き出しが少女のバックにある（p 1）。これだと、育児は女性の問題であるというすり込みになりかねない。

1編1章1の2「少子高齢化の社会と日本の挑戦」（pp.6-7）で、出生率の低下と人口の減少、平均寿命の延長による少子高齢社会の到来とその中で、みんなが豊にくらせる社会をどうつくっていくかを考えなければならないとするが、具体的な提言は示されていない。少子化対策に関しては、欄外に「少子化対策で期待する政策」6項目の期待度割合の図を掲載。また、欄外資料の「日本の人口ピラミッドの変化」は、男女別になっているが、「年齢別人口の推移と将来推計」は男女別の統計ではない。「家族構成の変化」の脚注にも一人世帯の女性高齢者が多いなどのジェンダー視点からの記述はみられない。また、「シルバー人材センターによる子育て支援」の写真も現状を反映してか、女性のヘルパーさんが写っている。

1編2章1の1「社会における私たちときまりの意義」（pp.22-23）で、“家族と社会”が扱われ、「日本国憲法は、家族生活の根本として、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めている」とし、これは、「男女がともに社会のあらゆる分野に参画していく社会（男女共同参画社会）の基礎」になると述べている（p.23）。「両性の本質的平等」については、側注で

解説。

3編3章2の3「高齢社会における福祉の充実と生きがい」(p.170)では、欄外に「年金制度のしくみと平均月額」「要介護人口」のグラフがあるが、ジェンダー統計にはなっていない。「だれが介護をするのか」の図表は男女別で作成されているが、本文中にもジェンダー視点からの言及はない。

(3) 人権、平等権、憲法に関する記述

2編1章1の1「法に基づく政治と憲法」(pp.38-39)や「ズームイン世界の憲法のあゆみ」(p.45)のところで出てくる「フランス人権宣言」などの説明に、これには女性の人権は含まれていなかったなどのジェンダー視点からの言及は見られない。

2編1章1の2「日本国憲法の制定と基本原則」(p.41)では、欄外で、ポツダム宣言受諾後、大日本帝国憲法を改正する案が民間団体や政党などからも出され、国民主権や平和主義を明記した案もあったことが記されている。「大日本帝国憲法と日本国憲法との比較」の図と表もある。「憲法改正案は戦後初めて行われた普通選挙によって新しく構成された議会で審議され・・・」と本文中で述べているが、女性が初めて投票できたことや、その結果39人の女性代議士が生まれたなどのジェンダー視点からの記述は見られない。

2編1章2の1「人権思想のあゆみと日本国憲法」(pp.46-47)では、人権思想のあゆみにジェンダー視点からの言及はないが、日本国憲法は、参政権や社会権も保障してさらに、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとして、人権保障の考えを徹底しようとしていると述べている(p.47)。

2編1章2の3「等しく生きる権利①」(pp.50-51)の“平等権”のところで、性別による差別の禁止も含む「法の下での平等(14条)」について解説している。欄外にはその他の平等規定として、選挙における平等(15条3項、44条)、家族生活における平等(24条)、教育の機会均等(26条)等があげられている。“男女共同参画社会をめざして”では、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法などを制定して、女性差別をなくそうとしてきたが、社会に男女の固定的な役割分担意識が根強くあるため、管理職や専門職につく女性の割合や女性議員などはいちじるしく低い水準にとどまっていると指摘。そこで、家庭生活を含めたあらゆる分野で責任を担い協力する社会をめざして、男女共同参画社会基本法が制定されたとする。欄外には、「育児をする夫婦」の写真が、「三次市役所では、2ヶ月の子育て休暇が義務づけられています」の脚注と共に掲載されている。また、「男性が育児参加する割合が低い理由」のグラフ中、最も多いのが「仕事で育児をする時間がない」からだが、次が「育児は女性の仕事と考えているから」となっており、性別役割分担意識に関する議論の格好の素材を提供している。その他欄外には、経済、健康、政治、教育の面から「各国の男女の格差を示す図」や、「平等の問題を考えさせる求人広告」、男女共同参画社会との関連で配偶者暴力防止法(DV防止法)を解説するものもあり、ジェンダー視点からの情報は豊富である。

2編1章2の10「人類の問題としての人権」(p.66)では、人権を国際的に保護する活動は国連の主要な役割であるとし、女子差別撤廃条約の採択についてもふれ、側注解説でも女子差別撤廃条約を批准するときに、男女雇用機会均等法が制定されたこと、その後も男女共同参画社会の実現への努力が続けられていると述べている。

(4) 労働場面などでの男女平等に関する記述

3 編 1 章 1 の 2 「家計の収入と支出」(p.124) の欄外に「世帯別の支出」が図示されているが、例としてあげられているのは、単身勤労者世帯、夫婦共働き世帯、高齢者無職世帯である。共働きの勤労収入は、収入全体の 95.5%をしめ、そのうち配偶者の収入が 23.4%という。この場合の妻の働き方は、パート労働などの非正規雇用であることが、伺われる。

3 編 2 章 3 の 1 「働く意味と雇用の問題」(pp.148-149)で、企業が、人件費削減を目的に、非正社員を多く活用するようになったと説明し、欄外に「雇用形態別労働者の推移」や「正社員と非正社員の格差(平均年収、生涯賃金、有配偶者率)」、「失業率と求人倍率の推移」が載せられているが、ジェンダー統計にはなっていない。側注に正社員、パートタイム労働、派遣労働者の解説がある。

3 編 2 章 3 の 2 「今日の職場の問題」(pp.150-152) “女性と労働” のところで、女性は、雇用者全体の 4 割を越えるほど増大しているにも関わらず、女性労働者の 5 割以上がパートタイムなどの非正規雇用だと指摘している。その原因は女性が依然として、家事・育児・介護という家庭の責任を負っているため、時間のやりくりができるパートタイムなどがつごうがよいからで、その結果、女性の労働力は賃金の低い補助的な職種に集中し、男女の所得に大きな格差が生じていると説明している。また、セクシュアルハラスメントのない環境づくりにも言及している。欄外には、「男女別の雇用形態割合と賃金格差」の図、「日米の性別・年齢別労働力率」の図、「女性の就業の障害原因」の図が載せられ、家庭責任を負わせられている日本の女性の労働条件やライフサイクルの特徴が分かるものとなっている。p.150 の欄外には「労働基準法」の主な内容の一つとして、「女性の賃金差別の禁止」があげられているが、女性が負っている家庭責任問題を解決しなければ、この法律の理念と賃金格差の現実との落差はなくなる。ここをどのように教えるかが問題だ。

“ワーク・ライフ・バランス” のところでは (p.152)、「性別や年齢などにかかわらず、自分らしい働き方をしたいと希望する人は多くいます」として、仕事と家庭生活や地域生活がバランスよく調和するための方策の必要性を述べている。そこで、ワーク・シェアリングによって労働時間の短縮と雇用の安定をはかったり、育児・介護休業法などを利用することが挙げられている。欄外には、それらの用語や法律の解説、また、「やってみよう働き方シミュレーション」で、男性には、「結婚したら家事・育児・介護に協力しますか。また、育児休暇制度を取りたいですか?」を質問し、女性には、「結婚して子どもが生まれたら、仕事を続けますか。あるいは、仕事をやめて、家事や育児に専念しますか?」を質問している。ジェンダー視点から言えば、重要な討論素材を提供している欄外情報である。

(5) 法令集で取り上げられている男女平等関連法等

男女雇用機会均等法(抜粋)、男女共同参画社会基本法(抜粋)、女子差別撤廃条約(抜粋) 子どもの権利条約(抜粋)、労働基準法(抜粋)

II. 5 社の教科書の分析結果に対する考察

(1) 全体の目次構成と公民の定義

目次は、「章と節」だけのものから、「部」や「編」を置くものなどのように、異なるが、どの社も“私たちの生活と現代社会”“人間の尊重と日本国憲法”“私たちの暮らしと政治”“私たちの暮らしと経済”については、取り上げている。これに、“地域社会とわたしたち”(東京書籍)や“国際社会を生きる”(帝国書院)を特立するもの、その、両方をもつ(教

育出版)ものなどがある。最後に“より良い社会”や“持続可能な社会”をおいているという点は、ほぼ共通に見られる。

「公民」の定義や公民学習の意義などに関しては、『『公民』とは、現代社会に存在するさまざまな問題を、他人事ではなく自分の問題として受け止め、解決のためにどうしたらよいかを考えることのできる人間を指す」(東京書籍)や、『『公民』というのは、私たちが生きているこの社会のメンバーという意味であり、フェアな競争のルールを決め、みんなが支えあっていける社会のしくみをつくることが『公民』である私たちの役割でもある(清水書院)というもの、公民学習は、「社会をみる目をきたえ、的確に判断し、社会を支えることのできる大人」(帝国書院)になるための一歩として、また、「将来一人の『市民』として生きていくうえで、とても大切な知識や見方・考え方、社会へのかかわり方を学ぶ」教科(教育出版)、として、さらに、それと同時に、「社会のはたらきに積極的に参画していく心構えを培う」(日本文教出版)ものと捉えられている。

総じて、現代社会で責任ある大人として必要な知識と知恵を身につけ、社会に能動的に働きかけることができる人間を「公民」として捉えている。

(2) 少子高齢化(含む家族)に関する記述

多くの教科書が、少子高齢化の理由に、未婚率の上昇、晩婚化、過重な育児負担などから、一人の女性が生む子どもの数が少なくなっていることと、平均寿命の延びをあげている。対応として、保育所の整備を含む子育て支援の必要と公的介護サービスの充実等にふれ、少子化社会対策基本法や育児・介護休業法の改正などに言及しているが、欄外の「年代別介護者の割合」等の統計は男女別ではなく、高齢者に女性の単身者が多いとか、女性の平均年金額が低いなどのジェンダー視点からの言及は見られない。欄外に掲載の写真等には、子育ては女性の分野だという暗黙のメッセージを伝えているようなものがある一方、「少子化の原因として考えられるもの」が男女別で示されるなど、ジェンダー視点から見て有用な情報が載せられている。しかし、最近注目されつつある、退職後、孫の養育に関わっている男性(“育じい”)などの情報はない。

また、2社だけだが、家族形態の変化の背景として、日本国憲法によって、「個人の尊厳」や、「両性の本質的平等」が保障されたことをあげており、これは、男女共同参画社会の基礎になるとの指摘もある。しかし、「家族構成の変化」の脚注にも一人世帯の女性高齢者が多いなどのジェンダー視点からの記述はみられない。

低年金、老老介護などの高齢者問題を欄外情報も含めて、ジェンダー視点から記述することが、今後の課題と考えられる。

(3) 人権、平等権、憲法に関する記述

5社とも、「人権の歴史」のところでは、フランス人権宣言などが自由平等の確立として、取り上げられているが、当時その人権の中に女性は含まれていなかったというようなジェンダー視点からの言及はない。

日本国憲法の成立に関して、2社は、本文、あるいは、欄外で「新たに20歳以上の男女による普通選挙で選ばれた国会で審議・議決されて、誕生した」とする。また、ほとんどの教科書が、日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」として、第14条「法の下での平等」と「両性の本質的平等」24条についてふれているが、後者を欠いているものもある。欄外に、平等権として、個人の尊重(13条)、法の下での平等(14条)、両

性の本質的平等(24条)、参政権の平等(44条)の4つを明記しているものもある。しかし、女性が初めて投票できた戦後初の選挙の結果39人の女性代議士が生まれたなどのジェンダー視点からの記述は見られない。

ほとんどの教科書が、本文の平等権“男女平等”のところで、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」の制定や改正について言及があるが、「女子差別撤廃条約」や「育児・介護休業法」ポジティブ・アクション、についてふれている場合もある。欄外に、ポジティブ・アクションや「男女共同参画概念」「男女雇用機会均等法」「DV防止法」等などの用語解説、民法や戸籍法など家族に関する法律の解説、ベアテ=シロタ=ゴードンの国会での発言、「育児休暇の取得率の男女比」や「介護の仕事に就いている人の年齢構成と男女比」「男女の賃金格差の経年変化」などのジェンダー統計や「男性が育児参加する割合が低い理由」などの情報が掲載され、ジェンダー視点からの設問がなされる場合もある。しかし、「地方自治体に提出する書類を書いてみましょう」の例として、選択的夫婦別姓問題などに言及することもなく、現行の婚姻届が載せられている教科書もあり、この場合には、教師の取り上げ方が鍵となる。

また、本文中で、女子差別撤廃条約以降の法整備にも関わらず、社会に男女の固定的な役割分担意識が残存し、セクシュアル・ハラスメントもあること等により、管理職や専門職につく女性の割合や女性議員などはいちじるしく低い水準にとどまっていると指摘。これを改善するため、男女共同参画社会基本法が制定されたとし、欄外にもジェンダー視点からの豊富な情報が掲載されている教科書がいくつか見られる。執筆者の視点の違いが反映して、取り上げる内容や、取り上げ方には違いが生まれているが、本文だけでなく、欄外情報も含めると、各社ともジェンダー視点から見て、重要な情報が含まれるようになってきている。

(4) 労働場面などでの男女平等に関する記述

政治参加については、多くの教科書が、掲載されている写真等も男性中心で「住民参加の拡大」等のところで、女性たちの活躍が取り上げられている程度である。欄外に、2009年の衆議院議員選挙で当選した議員の内訳として、女性の項目があげられても、本文では女性議員が少ないことを問題にするようなジェンダー視点からの言及はない。

しかし、なかには、地方政治への女性の進出の重要性を指摘し、欄外に、「クォータ制」を全国で初めて導入した、新潟県上越市の「男女共同参画基本条例」の抜粋を示したり、住む地域の女性議員数やその活動を調べてみようの指示をしている教科書もある。

労働に関しては、多くが、本文中でも男女間の格差について言及があり、「男女別の雇用形態割合と賃金格差」「日米の性別・年齢別労働力率」「雇用形態別労働者の割合の男女比較」「管理職に占める女性の割合の年次推移」「男女別労働力人口と非労働力人口の割合」のようなジェンダー統計や「男女同一賃金」「産前・産後の休業規定」「育児時間の請求規定」も含む「労働基準法のおもな内容」が欄外に掲載されていることもある。性別定年制をとる会社を訴えた裁判事例など、労働権をめぐる男女差別問題についての情報も見られる。さらに、本文で、女性の非正規雇用者が半数以上という現状を指摘し、「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるような制度やしくみの整備を課題としてあげて、ワーク・シェアリングに言及している場合もある(教育出版、日本文教出版)。そこでは、仕事と家庭生活や地域生活がバランスよく調和するための方策の必要性を述べ、ワーク・シェアリン

グによって労働時間の短縮と雇用の安定をはかり、育児・介護休業法などを利用することが挙げられ、欄外情報として、用語解説の他に、将来、生徒たちがこれらの制度を利用するかどうかの具体的な質問が投げかけられている。

しかし、教科書によっては、企業が、人件費削減を目的に、非正社員を多く活用するようになったと説明しても、「雇用形態別労働者の推移」の統計は、正社員、非正規雇用とも男女別人数は示されず、ジェンダー視点からの言及はない場合もある。また、男女雇用機会均等法の施行と育児・介護休業法を取り上げている場合でも、間接差別の禁止やパートの育児休業請求を退ける”雇い止め“の禁止などが盛り込まれた、2007年改正については全く、ふれていない。

“家計の学習”のところで、“家計簿”が欄外に示されている場合、フルタイムの父と、パートの母という、共働き所帯がモデルになっている（帝国書院、清水書院）場合と、単身勤労者世帯、夫婦共働き世帯、高齢者無職世帯（日本文教出版）をモデルにしているところがあるが、後者の共働き世帯も収入から見ると、前者のフルタイムの父と、パートの母をモデルにしていることがわかる。これは、女性の雇用労働者の半数以上が、非正規雇用であるという現実を反映しているものと思われる。しかし、このようなタイプの性別役割分担の家族像が刷り込まれる可能性も考えられる。

また、最後の方で「レポート作成」のテーマとして、世代間・男女間の不平等もあげられているという点は、共通している。

それぞれの、教科書に多少の違いが見られるが、大枠、女子差別撤廃条約以降のジェンダー平等に関する法整備と関連づけて、現状の政治や経済、労働についての情報を提示している。なかでも、欄外情報は、ジェンダー視点から言えば、重要な討論素材を提供していることが特徴的である。

（5）法令集で取り上げられている男女平等関連法等

各社とも、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「労働基準法」「子どもの権利条約」は取り上げられているが、それに、「女子差別撤廃条約」を加えているのが、2社（東京書籍、日本文教出版）、「育児・介護休業法」を加えているのが、1社（帝国書院）、両方に加えているのが1社（教育出版）である。最も多い、6つの関連法案を掲載している教育出版の場合、本文や側注で、これらの条約や法律への言及、解説が比較的多くなされているので、資料としても収録されたものと考えられる。

Ⅲ. 育鵬社 『新しいみんなの公民』の分析結果と考察

（1）全体の目次構成と公民の定義

- 1章 私たちの生活と現代社会（1. 現代社会の文化と私たちの生活 2. 私から見える現代の日本社会 3. 現代社会をとらえる見方や考え方）
- 2章 私たちの生活と政治（1. 日本国憲法の基本原則 2. 基本的人権の尊重）
- 3章 私たちの生活と政治（1. 民主政治のしくみ 2. 国民の代表機関としての国会 3. 行政権をもつ内閣 4. 裁判所と司法権 5. 地方自治と住民）
- 4章 私たちの生活と経済（1. 消費と経済 2. 企業の活動 3. 市場経済と金融 4. 働くことの意義と役割 5. 私たちの生活と財政 6. 私たちの生活と福祉 7.

日本経済の課題)

5章 私たちと国際社会の課題 (1. 国家と国際社会 2. 地球環境と人類)

目次の次に、「『公民』を学ぶにあたって」が配置され、そこでは、まず、日本が独自の文明をもつ国であること、みんなには、このような日本の歴史に連なる存在であることを自覚してほしいと述べる。次に、歴史学習の対象が過去から現在に向かう「タテ軸」であるのに対して、公民学習の対象は、現在の「家族、地域社会、国家、国際社会」という「ヨコ軸」である。その両方の中心にいるみんなには、知識だけではなく、日本という国を継承し、地域社会を支え、国際社会に貢献しようという意志をもってもらいたいという。最後に、「公民とは、公の一員として考え、行動する人たちのことです。そのような公民意識を身につけることこそが公民学習のねらいです」となっている。

他の5社が示す、“現代社会を担う、責任ある大人、市民”としてではなく、“長い歴史と独自の文明を持つ日本国の一員という自覚と、公の一員として考え、行動する人”を「公民」としている点である。

(2) 少子高齢化(含む家族)に関する記述

1章2の1「私の家庭と少子高齢化」(pp.20-21)のところで、「出生数と合計特殊出生率の推移」「都道府県別合計特殊出生率」「日本の年齢別人口構成とその変化(推定)」の図表をもとに、少子化の進行と平均寿命の伸びによって、日本は少子高齢社会へ急速に変化していると説明している。欄外の用語説明としては、「高齢化社会、高齢社会」「合計特殊出生率」が取り上げられ、本文の「人口構成」という用語の注として、人口には、年少人口、生産年齢人口、老年人口があるとの解説もなされている。少子高齢社会の大きな課題として「育児」と「介護」をあげ、社会の問題としても対応していくことが求められていると指摘、欄外に載せている「少子化対策でとくに期待する政策」のグラフで最も多いのも、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」である。しかし、本文中では、子どもを産み育てるためには「自分本位の生活習慣から、家族の一員としての生活習慣への転換も必要です。少子化を克服するためには、仕事と育児が両立でき、安心して子育てができる環境整備とともに、私たち一人ひとりの意識改革も必要です」(p.21)のように、個人の心構えに訴えかけるような提起の仕方をしている。これは、男性が家事・育児をもっと、分担せよと言っているのか、女性が家族の一員としてある時期、仕事を中断してでも子どもを産み育てようと言っているのか意味不明な文章である。

高齢化の進む社会への対応としては、健康で元気な高齢者の活躍の場を用意すれば、社会に新たな貢献をしてもらうこともできるとして、欄外に「シニア世代による育児サービス」として、おむつ替えをしている女性高齢者の写真が載せられ、脚注に「仕事をしたいシニア世代の要望もみたくしています」とある。ここには、高齢者には女性が多く、女性の平均年金額は低いこと、それは家庭責任者とされてきた女性に特有に起きている問題であるなどのジェンダー視点からの言及は見られない。性別役割分担のつけを高齢者になってまで、女性が引き受けることになっているという視点はない。

(3) 人権、平等権、憲法に関する記述

2章1の4「人権の歴史」(pp.44-45)では、「アメリカ独立宣言やフランス人権宣言は『人は生まれつき自由・平等の権利をもつ』とうたい、人間として生まれたかぎり、だれもが一定の権利をもっていると宣言しました」と述べている。その「だれもが」の中に、当時、

女性は含まれていなかったなどのジェンダー視点からの言及は見られない。また、「一定の権利」というような曖昧な表現も他社には見られない点である。

2章1の5「基本的人権の尊重」(pp.46-47)では、日本国憲法は、自由権、平等権、社会権、参政権、国務請求権などの基本的人権をすべての国民に保障すると定めているとし、欄外の図「日本国憲法で保障されている基本的人権を守るための権利」では、「個人の尊重と平等権」として、個人の尊重(13条)、法の下での平等(14条)家族生活における平等(24条)をあげている。本文では、続いて、“公共の福祉による制限”として、憲法に保障された自由と権利は、「国民の不断の努力」に支えられて行使されなくてはならないことや、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任がある」(12条)として、欄外に「公共の福祉による基本的人権の制限」に関する法律一覧が掲載されている。そこには、破壊活動防止法、公職選挙法、公安条例、団体規制法、感染症新法、独占禁止法、大規模小売店舗立地法等々が見られる。さらに、本文では、“国民の義務”として、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務について解説し、この3つの義務に加え、すべての国民が、等しく憲法に保障された権利と自由を享受できるよう心がけなければならないと言う。欄外の用語解説も、「基本的人権の享有」と共に「自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止」(憲法12条)があげられており、社会全体の秩序や利益を侵す場合には、個人の権利や自由の行使は制限される事があるという点を強調するものとなっている。

2章2の1「平等権」(pp.52-53)では、欄外に「法の下での平等」(14条)の用語解説があり、“男女の平等”のところでは、憲法24条の言う、「男女の本質的平等とは、男女がたがいを尊重し、助け合い、いたわり合う関係を築くこと」であるとし、これに対して、「今日では男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法に見られるように、男女の役割分担をこえ、個人の能力に基づいて自己を生かしていこうとする傾向が見られます。しかし、同時に男女の性差を認めた上で、それぞれの役割を尊重しようとする態度も大切」として、欄外に2005年の男女共同参画基本計画(第2次)で「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差の否定や男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性をめざすこと、ひな祭り等の伝統文化を否定することは、男女共同参画社会とは異なると明記した等の点が解説されている。この第2次計画の文言自体が、曲解に近い理解で書かれており、第3次計画では、これは、踏襲されなかったということからしても、子どもたちに提供する教材として、この文書を持ち出すことには疑問が残る。

また、下線を引いたように、「男女の役割分担をこえ」という表現は、男は仕事、女は家事・育児・介護担当者という前提にたっていることを示している。女子差別撤廃条約から男女共同参画社会基本法にいたる男女平等関連法は、伝統的な性別役割分担意識が女性の社会進出を阻み、低賃金の非正規雇用や低年金を生み出している原因として、その意識の見直しと育児・介護の社会化を進めてきた。さらに、「個人の能力に基づいて自己を生かしていこうとする傾向」というより、長引く経済不況の中で、夫の賃金低下やリストラなどから、働き続ける必要のある女性は増大している。欄外にある「男女共同参画社会に関する行政への要望」の上位に並ぶ、「子育てや介護中での仕事の継続」や、「中断した人への再就職の支援」に、それは見られる。欄外に掲載の「保育所で働く男性」の写真のように、男性でも保育所で働くようになっているという例は、男の仕事、女の仕事と固定したジェンダー・バイアスから自由になって、適職に就くようになったことを示しているが、本文

中の「男女の性差を認めた上で、それぞれの役割を尊重しようとする態度」の文言とは、どのような関係になるのか、不明である。

2章2の1「平等権」の後に、「男女の平等と家族の価値」(pp.54-55)が特集されている。まず、「男女共同参画社会の課題」として、男女共同参画社会基本法とその後の自治体の条例整備などにふれたあと、「性差と男女差別を混同し、男らしさ・女らしさや日本の伝統的な価値観まで否定している」「専業主婦の役割を軽視している」という反対の声もあがっているとして、「性別を尊重しようとする個人の生き方を否定したりしてはならない」「男らしさ、女らしさを大切にしながらそれぞれの個性をみがき上げていくことが重要」というp.53と同じ主張を繰り返している。次に、家族の価値、家族の協力について述べているが、その中でも、専業主婦という形も、家族の協力のひとつのあり方だと述べ、職業をもつ女性には、家族が協力して家事の負担がかかりすぎないようにすることも大切でしょうとした上で、どんな場合でも、家族の間の相互の理解と協力が最も大切と締めくくっている。女性差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法の趣旨は、好んで専業主婦を選択している人の選択を法的に否定しているわけではない。大多数の女性は、家事・育児・介護は女性の役割であるという固定的なジェンダー意識に縛られて、経済的自立を阻まれてきた。それが、女性の社会的地位を低め、貧困な状況に追い込んでいくということから、性別役割分担意識を変え、女性が担ってきた分野を社会化しようとしているのである。この社会制度上の問題を、個々の人間の選択や心構えの問題に矮小化することで、ジェンダー平等の進展に水を差すような記述となっている。また、コラムとして「家事は無償の労働か」の解説があり、専業主婦の家事労働をお金に換算した経済企画庁の経済社会総合研究所の報告書を引き合いにして、女性の家事負担の大きさが明確になったとも言えると指摘する。しかし、その後すぐ、家事は、お金ではかえられないほど大事な価値をもった仕事だと言っている。欄外の「はきちがえられた男女共同参画」には、前出 2005 年の男女共同参画基本計画（第2次）であげられた例として、行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等をあげているが、実際には、どのような状況で、どの程度行われているかの具体的な数値がないまま、繰り返し、引用されている。また、「夫婦別姓の賛否についての世論調査」のグラフも載せているが、脚注に「法律により、夫婦は夫または妻のどちらかの姓をともに名乗ることになっています。この夫婦同姓制度も家族の一体感を保つはたらきをしていると考えられています」とあり、暗に、選択的夫婦別姓制度は家族の一体感をなくすものという否定的なメッセージが伝えられている。

（4）労働場面などでの男女平等に関する記述

3章1の4「世論とマスメディアの役割」に続いて、「新聞の社説を比べてみよう」(pp.80-81)というのがあり、「正反対の立場からの社説を見て、これらのテーマでディベートをしてみよう」と提起されている。その中の一つに「選択的夫婦別姓法案・2009年」があり、賛成の立場の社説と反対の立場の社説が載せられている。ここからも、この法案は、対立軸が明確な重要テーマという位置づけがなされていることが伺える。

4章4の2「働く人の権利と労働環境の保護」(pp.134-135)で、労働力人口の減少や、非正規雇用の増大などの労働条件の悪化などに対処するために、「労働基準法」や「最低賃金法」などの適切な運用が必要となると指摘。さらに、「男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法の制定など、社会に出て働くことを望む女性の負担を緩和

する制度の制定も進められています」ということを述べているが、ここには、これらの法律が男女双方に向けて出されているもので、一部の女性のために出されているものではないという認識が欠けている。家事・育児・介護の役割をもつ女性の労働権を保障するための制度と言う認識は、1981年のILO「家庭責任を有する男女労働者の機会および待遇に関する第156号条約」以前のものであり、その認識の時代錯誤ぶりは甚だしいと言わざるを得ない。この10数年間で女性労働者の総数は2倍ほど増えたが、現在、その過半数が非正規雇用であり、非正規雇用者の多くが女性であるというようなジェンダー視点からの言及は、“生活の格差”の所でも全くない。

ただ、欄外の「15～24歳の失業率とフリーター数、ニート数」の失業率は男女別で示され、「ハローワークに設置されているマザーズコーナー」の写真の脚注には、育児をしながら働く女性の相談窓口の解説がある。教科書の終わりにある「社会科のまとめ」“テーマを決めてレポートを作成しよう”の[参考]課題例(p.187)として、「男女平等」は載っていない。

(5) 学習資料で取り上げられている男女平等関連法等

男女共同参画社会基本法(抜粋)、男女雇用機会均等法(抜粋)、労働基準法(抜粋) 女子差別撤廃条約(抜粋) 児童の権利に関する条約(抜粋)

おわりに

以上の教科書分析から、育鵬社版の教科書がジェンダー視点から見ても、他の5社版教科書と大きく異なることが明らかとなった。第一に「公」の一員としての「公民」という人間把握の違いがある。個人としての私と、「公民」としての私が違う規範で捉えられるという人間観は、第二次大戦前の人々が、「臣民」と「市民」の2重規範で生きることを強制された時代を彷彿させるものがある。第二に、女子差別撤廃条約以降のジェンダー平等関連法の整備で認められてきた性別役割分担を見直し、男女が社会のあらゆる分野で共に、協働するというジェンダー平等視点と真っ向から対立する人間観をベースに教科書の叙述が組み立てられている。男女共同参画社会基本法下で、このような視点から執筆されている教科書が、検定制度を通過していること自体、驚きである。

5社の教科書は、この3月まで使用されていた2005年(平成17年)3月30日検定済み教科書と比較し、全体的には、ジェンダー平等の視点から見て、有益な情報が多く、載せられるようになってきている。しかし、教科書全体が一貫して、ジェンダー視点から作成されているかと言えば、統計も含めて、未だ、不十分な点が多いことも明らかになった。また、「人権の歴史」の部分などでは、この3月まで1教科書(日本書籍新社版)の中にはあった、「フランス人権宣言」には、女性の人権は含まれていなかったなどの情報を掲載する教科書がなくなっているなど、明確に後退している部分もある。

したがって、残された課題の一つとして、この3月まで使用されていた中学校の「公民」教科書との比較考察があげられる。そうすることによって、国際社会における日本の位置を確認し、今後の方向性についてのヒントを得ることができるだろう。

さらに、第二の課題として、本文中で検討した分析項目以外にも6社の教科書を検討し(たとえば、執筆者の性別など)、その一部は図表化して、比較が容易にできるようになることがあげられる。

今後、時間の許す限り、これらの課題に取り組んでいきたい。

注

- 1) 伊東良徳、大脇雅子、紙子達子、吉岡睦子『教科書の中の男女差別』明石書店、1991年
- 2) 氏原陽子「教科書におけるジェンダーメッセージ（Ⅰ）－中学校社会科・公民的分野の数量的分析－」『名古屋大学教育学部紀要（教育学）』44巻1号、1997年
氏原陽子「教科書におけるジェンダーメッセージ（Ⅱ）－中学校社会科・公民的分野の質的分析－」『名古屋大学教育学部紀要（教育学）』44巻2号、1997年
- 3) 升野伸子「高等学校公民科『政治・経済』教科書の分析－隠れたカリキュラムとしてのジェンダーメッセージ－」『ジェンダー研究』11号、2008年
- 4) 和田典子他『新しい中学校教科書の検討－ジェンダーフリーの視点から－』男女平等をすすめる教育全国ネットワーク編、2002年
- 5) 『中学校教科書のジェンダー・チェック』高槻ジェンダー研究ネットワーク、2002年
この冊子は、2001年度高槻市男女共同参画に関する活動補助金事業として刊行された。

本稿は 『女子栄養大学共同研究 ジェンダー視点から見た中学・高校教科書の現状とその課題報告書』 研究代表者：橋本紀子(2012年3月)p2-24 より再録された。